

# 令和4年度 なると結婚新生活支援補助金

## 募集要項



【申請期間】令和4年6月27日（月）から令和5年3月31日（金）まで

【問い合わせ】鳴門市 企画総務部 戦略企画課

■電話：088-684-1120

■E-mail：[kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp](mailto:kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp)

※受付時間は平日午前8時30分～午後5時15分になります。

# (1) 補助金の内容

## 対象世帯

令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻した夫婦またはパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付を受けたパートナーであって、以下のすべてを満たす世帯

(対象要件)

- 婚姻日またはパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓日における年齢がともに39歳以下
- 補助金の申請をした日から本市に2年以上居住する意思を持っている
- 本市内の入居している（または予定の）住宅住所において、住民票に記載されている
- 生活保護や当該補助金と重複する他の公的給付を受けていない
- 市税を滞納していない
- 暴力団員や暴力団員と密接な関係にある者ではない
- 夫婦またはパートナーが過去にこの補助金の交付を受けていない

## 補助金額

新婚夫婦（またはパートナー）の所得を合算した額が

- ① 400万円未満の場合：上限30万円
- ② 400万円以上の場合：上限15万円

※所得は直近の所得・課税証明書を基に算定します

※対象経費が各上限に満たない場合は対象経費相当額を補助

※1,000円未満の端数は切り捨て

**注目** 次の場合は所得の合計額について、控除を受けることができます

1) 夫婦（またはパートナー）の双方または一方が離職し、補助金の交付申請時において無職の場合

⇒離職した者については所得がないものとします

2) 貸与型奨学金の返済を行っている場合

⇒年間の返済額を夫婦（またはパートナー）の所得合計から控除します

※上限30万円を希望し上記の控除を受けられる方は、証明書類の提出が必要です

⇒詳しくは「交付申請の流れ（3ページ目）」をご参照ください

## 対象経費

令和4年1月1日から令和5年3月31日までに支払いの完了した次の費用

### 1) 住宅費用

住宅を賃貸する際に要した費用のうち、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む）、共益費および仲介手数料

※勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当の対象となる費用については補助金の対象外

### 2) 引越し費用

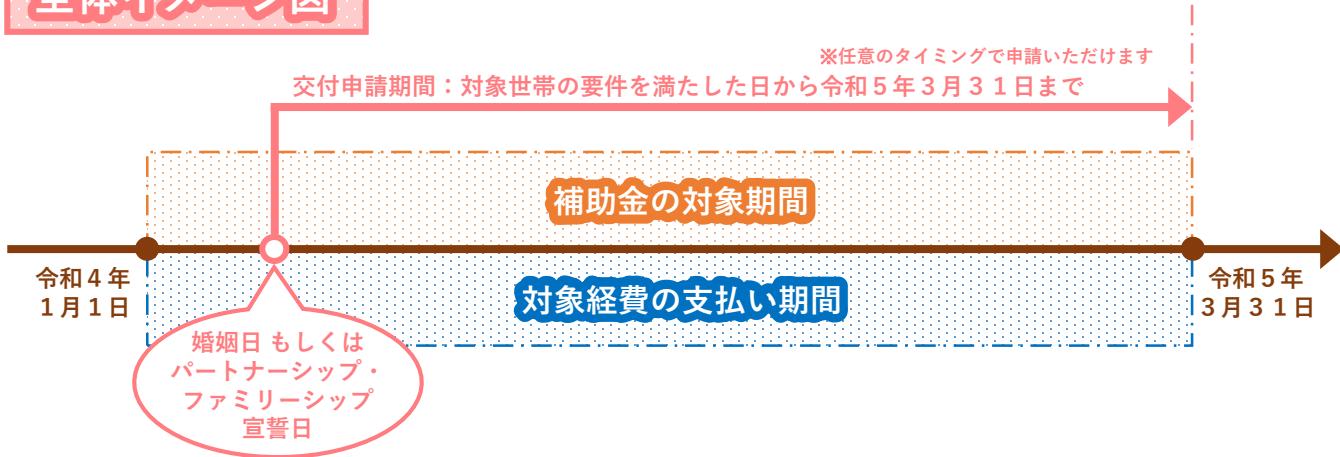
引越し業者または運送業者へ支払った費用

### 3) リフォーム費用

住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

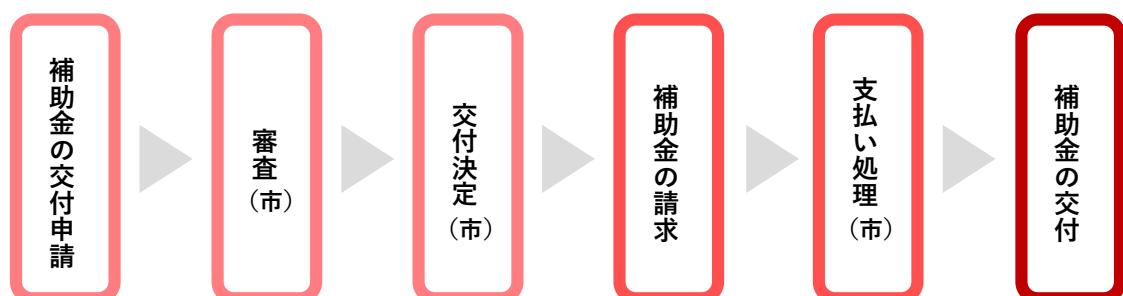
※車庫等の工事費用、外構の工事費用、エアコン等の家電設備の購入・設置等に係る費用については補助金の対象外

## 全体イメージ図



## 交付申請の流れ

※詳細は3ページ目をご参照ください



## (2) 交付申請の流れ

### 1. 対象世帯の要件を確認

対象世帯（1ページ目を参照）に該当することを確認してください

### 2. 必要な書類を揃える

#### ★必須書類

- 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- 誓約書（様式第3号）
- 戸籍謄本 または パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
- 住民票謄本（本籍地・続柄 あり、マイナンバーなし）
- 住宅の賃貸借契約書の写し
- 補助金の対象経費の支払いが確認できる書類（領収書など）
- 対象世帯の完納証明書など市税の納税が確認できる書類

#### ★上限30万円を希望する方のみ

- 新婚世帯の所得・課税証明書  
※申請時に無職の方は不要
- 離職したことを証明する書類  
※申請時に無職の方のみ提出
- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類  
※奨学金の返済を行っている方のみ提出

### 3. 補助金の交付申請

なると結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、本庁舎2F 戰略企画課に提出してください

▶▶提出締切：令和5年3月31日まで

※超過した場合はいかなる理由であっても受理できませんので、ご注意ください

### 4. 補助金の交付決定

交付申請の審査を行い、補助金の交付が決定した方には市役所から次の書類をお届けします

- ①なると結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第4号）
- ②なると結婚新生活支援補助金請求書（様式第6号）

### 5. 補助金の請求

請求書（様式第6号）に必要事項を記入して提出してください